資料番号　４

答申に向けての論点骨子（会長私案）

【導入】特別職の報酬等に関する答申を出すためには、府議会あるいは府知事、さらには行政委員会についても、住民の立場から、公平性・透明性・効率性

の観点を踏まえて、慎重に検討を加えていく必要がある。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 諮問等の内容 | 論　点 | |
| 共　通 | 個　別 |
| 【諮問事項】  ・大阪府議会議員の議員報酬並びに知事及び副知事の給料のあるべき水準について | ○改定に至る推移及び現状についての確認  　・現在の報酬等の額が決定された経過と現状の確認。  ○財政健全化との関係  ・報酬等の決定にあたり、府の財政状況を考慮すべきかどうか。  ○報酬等の性格　～職務給か生活給か～  ・給料や報酬の基本的性格はどのようなものか。  　・それぞれに生活給的要素を考慮する余地があるかどうか。  　　また、考慮する場合にはどの程度とすべきか。  ○一般職の給与等との関係  　・府の一般職の給料月額の改定状況や国の特別職の報酬の状況、社会経済情勢等も一瞥。  ○諸外国での実例  ・諸外国の実例からみた報酬等の水準はどうあるべきか。  ○報酬等の改定日  　・答申後の報酬等の改定をいつからとするか。 | ○議員活動の実績及び現状  　⇒ヒアリングを実施  ○政務調査費についても審議会としての意見を  付記する。 |
| 【意見を求める事項】  ・行政委員の報酬のあり方及びある  べき水準について | ○行政委員活動の実績及び現状  　⇒ヒアリングを実施 |

　　　［備考］上記事項について８月に答申した後、意見を求める事項である「知事等の退職手当のあり方及びその水準について」及び、各委員に意見を求める

事項である「今後の特別職の報酬等の決定の仕組みについて」引き続き審議を行うこととする。